

一関市告示第277号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

また、この書類は、当市において保管し、送達を受けるべき者の請求により交付する。

令和8年10月13日

一関市長 佐藤 善 仁



書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
差押調書	岩脇 大輔